

大阪市告示第1622号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 7 年11月26日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担当部局

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル I T M棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課契約担当

電話 06-6615-7540

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

道路橋梁総合管理システムサービス提供業務委託 一式

(2) 役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年 3 月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の 2 第 1 項規定に基づく
総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

また、関係会社の参加制限については、入札説明書による。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録がない者は、入札説明書のとおり、令和7年12月10日までに必要な手続きを行い、その資格が認められた場合は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）における「10 情報処理 01 情報処理 01 システム企画・開発」及び「10 情報処理 01 情報処理 02 システム運用・保守」または「10 情報処理 01 情報処理 04 情報処理サービス」の種目で登録していること
- (5) 本業務を受注しようとする事業者及び業務責任者として従事させる予定の者は、平成27年度以降に、国、都道府県、特別区、政令指定都市又は中核市におけるインフラ維持管理システムの設計・開発・運用業務について次のいずれかを満たしていること
 - ・開発（構築）を実施した実績を有していること
 - ・運用保守を1年以上実施した実績を有していること（実施した期間が1年を超えている場合は、現在実施中でも可とする。）
- (6) 業務責任者として従事させる予定の者は次のいずれかの資格又は同等の資格を有すること
 - ・米国プロジェクトマネジメント協会が認定するPMP（Project Management Professional）試験合格による資格
 - ・（独）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験合格による資格（プロジェクトマネージャ）
 - ・EXIN（Examination Institute for Information Science）が認定するPRINCE2

(Projects IN Controlled Environments, 2nd version) のPractitioner試験
合格

- (7) 本業務を担当する事業所において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること又は ISO/IEC 27001若しくはJISQ27001の認証を受けていること

上記２点の認証を受けていない場合は、同等の資格を示すこと

- (8) 「道路橋梁総合管理システム再構築に係る検討及び調達支援業務委託」の受注者（本市から再委託等の承諾を得た者も含む。）並びにこの受注者の「財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を有する会社に該当しないこと

- (9) 共同企業体にあたっては、次に掲げる要件を満たしていること

ア 共同企業体の構成員の数は２者とし、名称は「〇〇共同企業体」とする。

イ 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)及び(8)の要件を満たしていること

ウ 共同企業体の代表構成員は、(5)、(6)及び(7)の要件を満たしていること

エ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること

オ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること

カ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、または単体企業で本件入札に参加していないこと

4 入札説明書及び入札参加申請書等の交付場所及び契約条項を示す場所

- (1) 入札説明書及び入札参加申請書等の交付場所及び契約条項を示す場所

大阪市建設局ホームページ上及び担当部局（上記１に同じ）

- (2) 当該入札に関する問い合わせ先

担当部局（上記１に同じ）

- (3) 入札説明書及び入札参加申請書等の交付方法

公告の日から無償により交付

ただし、担当部局（上記 1 に同じ）における交付は、本市の休日（大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。））を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）とする。

5 入札参加申請及び資格審査

入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加申請書を提出すること。

なお、当該申請に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

また、入札参加資格の審査結果によっては、入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請の受付期間及び受付場所

公告の日から令和 7 年 12 月 10 日午後 5 時 30 分までに、郵便等（大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 25 条第 2 項に規定する郵便又は信書便、以下「郵便等」という。）、持参又は電子メールにより担当部局（上記 1 に同じ）あて必着のこと

なお、郵便等による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によることとし、持参による提出は、休日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間（午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）とする。

また、電子メールによる提出は、入札説明書による。

(2) 入札参加資格の審査等

入札参加を審査のうえ、担当部局（上記 1 に同じ）から、令和 7 年 12 月 24 日付けで入札参加資格審査結果を通知する。

なお、入札参加資格を認めない申請者には、理由を付して通知する。

(3) 入札書等の交付

入札参加資格を認めた申請者には、入札参加資格結果通知時に入札書等を交付

する。

(4) 入札参加資格を認めない申請者に対する理由の説明

入札参加資格を認めない旨の通知を受けた申請者は、入札説明書のとおり、本市に対してその理由の説明を求めることができる。

6 入札の手続等

本入札は、総合評価一般競争入札により行い、詳細は入札説明書による。

(1) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和 8 年 2 月 2 日 午後 2 時 30 分

イ 入札場所 大阪市建設局総務部経理課 入札室

ウ 郵便等による提出の場合は、令和 8 年 1 月 30 日午後 5 時 30 分までに、担当部局（上記 1 に同じ）あて必着のこと

(2) 入札方法

入札参加者は、入札説明書のとおり、入札書及び提案書（正本 1 部（袋綴じ）・副本 12 部）及び電子記録媒体（正本 1 部・副本 1 部）を提出すること

(3) 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに入札の場所において行う。

(4) 入札保証金及び契約保証金等

ア 入札保証金（見積もった契約希望金額の 100 分の 3 以上） 免除

イ 契約保証金 要

ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。

ウ 保証人 不要

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効の入札をした者は再度入札に参加することができない。

ア 大阪市契約規則第28条第1項に該当する入札

イ 入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

ウ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

エ 再度入札の場合に、前回最低入札価格以上の価格でした入札

オ 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札

カ 落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

キ 関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術評価点」に入札価格の評価である「価格評価点」を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において有効な入札があった者のうち、「技術評価点」と「価格評価点」の合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、公平性及び客観性を確保するため、学識経験者の意見を聴くものとする。

(2) 落札者決定基準

入札説明書による。

8 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
- (4) 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (5) 落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
- (6) 落札決定後、契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、落札を取消し、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。
- ア 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
- イ 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるとき
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合は、契約の解除を行う。
- (8) この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。
- (9) この入札は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）及び契約規則に定めるところにより、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (10) その他、入札及び契約に関する詳細は入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the services to be required :

Outsourcing of SaaS Provision for the road and bridge general Information System

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation :

5:30 PM, 10 December, 2025

- (3) The date and time for the submission of tenders :

① in person :2:30 PM, 2 February, 2026

② by post : 5:30 PM, 30 January, 2026

- (4) A contact point where tender documents are available :

Finance Department, General Affairs Division, Public Works Bureau, The city Of Osaka 2-1-10, Nanko-Kita, Suminoe-ku, Osaka 559-0034, TEL:06-6615-7540

(建設局総務部経理課)